

1 令和2（2020）年度検査結果について

(1) 検査体制等

農政部農地整備課の検査員 2 名以上により、1 土地改良区等あたり 1 日間から 3 日間実施しました。

農業振興事務所の土地改良区指導担当職員及び関係市町職員が立会いました。

(2) 検査件数

■ 定期検査・・・ 35 件（土地改良区：33 土地改良区連合：2）（※）

■ 特別検査・・・ 1 件

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計 8 土地改良区の検査を延期しました。

2 検査結果について

(1) 指摘事項の傾向

検査を実施した土地改良区等の数：36

指摘件数：158 件

検査事項別の内訳は以下のとおりです。

■ 組織及び運営

- ① 地区及び組合員に関する事 ・・・ 19 件
- ② 総（代）会に関する事 ・・・ 29 件
- ③ 役員（理事・監事）に関する事 ・・・ 22 件
- ④ 定款、規約その他諸規程に関する事 ・・・ 8 件

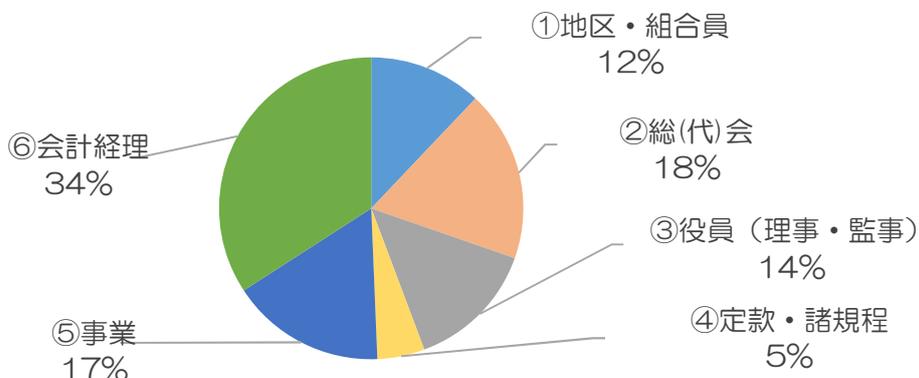
■ 事業

- ⑤ 事業に関する事 ・・・ 26 件

■ 会計

- ⑥ 会計経理に関する事 ・・・ 54 件

令和2（2020）年度
土地改良区等検査の指摘件数割合



(2) 事項別の指摘事項について

① 地区及び組合員に関すること・・・19件（指摘事項の12%）

[主な指摘内容]

- ・ 定款の地区と維持管理計画書の地域と土地原簿の土地が整合していませんでした。
- ・ 土地原簿又は組合員名簿の記載に不備がありました。

地区及び組合員に関すること

(1) 定款の地区と維持管理計画書の地域と土地原簿の土地が整合していませんでした。	15
(2) 土地原簿又は組合員名簿の記載に不備がありました。	2
(3) その他（土地原簿に地区外受益地が記載され、当該地の耕作者から事実上の賦課金を徴している等）	2

<解説>

- (1) 定款、維持管理計画書、土地原簿で定める地区がそれぞれ整合していない事例が確認されました。
- (2) 土地原簿又は組合員名簿について、組合員の生年月日、土地の所在地、用途又は権利の種類等の必要事項が記載されていない事例が確認されました。

定款の地区、維持管理計画書の地域、土地原簿の土地は整合させなければなりません。

土地原簿・組合員名簿は、土地改良区の運営全般の基本となる重要な書簿であり、事務所への備え付け、必要記載事項、修正方法等について、法律及び省令で規定されており、法令・実態と整合する適正な書簿を整備する必要があります。

② 総（代）会に関すること・・・29件（指摘事項の18%）

[主な指摘内容]

- 総（代）会の招集通知後に、会議の日時、場所及び目的が公告されていませんでした。
- 総（代）会において、必要な事項が付議されていませんでした。
（定款や規約の改正、積立金の処分や繰替運用、款相互間の予算の流用等）

総（代）会に関すること

(1) 総（代）会の招集通知後に、会議の日時、場所及び目的が公告していませんでした。	23
(2) 総（代）会の付議事項が適正ではありませんでした。	6

<解説>

- (1) 総（代）会の招集通知後に、会議の日時、場所及び目的を公告していない事例が確認されました。
- (2) 法令、定款等で定められた必要事項が付議されていない事例が確認されました。（定款や規約の改正、積立金の処分や繰替運用、款相互間の予算の流用等）

改正土地改良法の施行（H31.4.1）により、総（代）会の招集通知を発出した後、遅滞なく、会議の日時、場所及び目的を公告しなければなりません。

総（代）会は、土地改良区等の最高意思決定機関であり、必要な付議事項を、法令等に基づき適正に議決した上で土地改良区等の運営が行われなければなりません。

また、それらを構成する総代の選挙にあたっては、定款(※)に基づき、適正な手続きで選出されなければなりません。

※ 改正土地改良法の施行（H31.4.1）により、定款附属書総代選挙規程に基づき選出する必要があります。（経過措置有）

③ 役員（理事・監事に関すること）・・・22件（指摘事項の14%）

〔主な指摘内容〕

- ・ 理事会において、必要な事項が付議されていませんでした。（過剰金の減免、請負工事の実施、随意契約の締結、項相互間及び目相互間の予算流用、他目的使用の承認等）
- ・ 理事会又は監事会の議事録の作成が適正ではありませんでした。
- ・ 監査又は監事会の開催回数が適正ではありませんでした。

役員（理事・監事）に関すること

(1) 理事会において、必要な事項が付議していませんでした。	13
(2) 理事会又は監事会の議事録の作成が適正ではありませんでした。	3
(3) 監査又は監事会の開催回数が適正ではありませんでした。	3
(4) 監査の実施が適正ではありませんでした。（監査内容や監査簿の使用等）	2
(5) その他（職員の雇用契約や報酬の根拠が整備されていませんでした。）	1

<解説>

- (1) 定款及び規約等で定められた付議事項が適正に議決されていない事例が確認されました。特に、契約や請負工事の実施、予算流用等に係る事項が議決されていません。
- (2) 理事会や監事会の議事録の作成が適正でない事例が確認されました。（必要記載事項の一部が記載されていない等）
- (3)・(4) 定款に定める監査や監事会の開催回数を満たしていない、中間監査が実施されていない、監査記録が作成されていない事例が確認されました。

執行機関である理事会と、牽制機能をもつ監事会は、土地改良区の運営において重要な役割を担っています。それぞれ必要な付議事項を審議・議決し、適正に運営が図られなくてはなりません。また、構成される役員は規程に基づき、適正に選出されなければなりません。

議事録については、会議の決定事項を書面で明確化し、事務が適正な手続を経ていることの証明となります。このため、審議の内容・経過が確認できる議事録を作成し、保存することが必要です。

④ 定款、規約その他諸規程に関すること・・・8件（指摘事項の5%）

[主な指摘内容]

- 定款に規定された経費分担の基準と実際の賦課が整合していませんでした（地区ごとの差、水の使用形態による差、用途ごとの差等）。

定款、規約その他諸規程に関すること

- (1) 定款に規定された経費分担の基準と実際の賦課が整合していませんでした。 7
- (2) その他（定款の地区が維持管理計画書の地域、土地原簿の土地が整合していませんでした） 1

<解 説>

- (1) 定款では、すべての農地で地積割に賦課することを規定しているにもかかわらず、田と畑で異なる賦課基準や、地区ごとに異なる賦課基準を設けている事例が確認されました。

定款は、土地改良区等の経費分担や地区などについて定める最も重要な内部規則であり、実態と整合するよう整備しなければなりません。

その他の諸規程も、土地改良区等の行為や決定の根拠となる重要なルールであるため、実態と整合するよう適宜見直しを行わなければなりません。

検査の視点である「合法性」の視点は法令及び土地改良区等が自ら定める定款諸規程に実際の処理が違反していないか、整合しているかを確認するものです。検査においては規程によらず、慣習を優先している事例が多く確認されています。日頃から法令及び定款諸規程に基づいた事務を心がけることが重要です。

⑤ 事業に関すること・・・26件（指摘事項の17%）

[主な指摘内容]

- ・ 請負工事における契約・入札方法が適切ではありませんでした。
- ・ 維持管理計画書・土地改良施設台帳の記載内容が適切ではありませんでした。

事業に関すること

(1) 請負工事における契約・入札方法が適切ではありませんでした。	14
(2) 維持管理契約書や土地改良施設台帳の記載内容が適切ではありませんでした。	8
(3) 施設の他目的使用許可の手続きが適正ではありませんでした。	2
(4) その他（利水調整規程が整備されていない、土地改良区と理事の契約において監事が土地改良区を代表していない）	2

<解 説>

- (1) 施設の維持管理に係る工事について、契約及び入札の手続きが、会計細則の規定と異なっている事例が確認されました。
- (2) 区画整理前の土地や水路などが記載されており、実際に維持管理している施設が記載されていない等、現状と整合していない事例が確認されました。また、台帳が整備されていない事例が確認されました。
- (3) 施設の他目的使用許可について、規程で定めた内容のとおり手続きが行われていない事例が確認されました。

土地改良区等は、農地や土地改良施設を特定し、その管理方法や維持管理費を明らかにした維持管理計画書に基づき、土地改良事業（維持管理や整備など）を実施しなければなりません。併せて、土地改良施設台帳も現状と整合するものを整備しておく必要があります。

また、契約事務は、各土地改良区等で定める会計細則に基づいて適正に行う必要があります。

⑥ 会計経理に関すること・・・54件（指摘事項の34%）

[主な指摘内容]

- 予算事務が適切ではありませんでした。（予算流用の手続不備、予算超過支出等）
- 決算書又は財産目録が、会計書簿と整合していませんでした。
- 証拠書類の未整備、編綴に不備がありました。

会計経理に関すること

(1) 予算事務が適切ではありませんでした。	22
(2) 決算書又は財産目録が、会計書簿と整合していませんでした。	9
(3) 証拠書類の未整備、編綴に不備がありました。	7
(4) 会計書簿の未整備、記載不備がありました。	4
(5) 賦課が適正ではありませんでした。	3
(6) 収支会計年度に誤りがありました。	2
(7) その他（報酬の支払いの根拠が整備されていない等）	5

<解 説>

- (1) 予算額を上回る支出、理事会の議決又は理事長の決裁を経ずに予算を流用（充用）する等の不適切な予算事務が確認されました。
- (2) 決算書又は財産目録が会計書簿と整合していない事例が確認されました。
- (3) 証拠書類が整備されていない、整備されていても予算科目毎に編綴されていない事例が確認されました。
- (4) 会計書簿（会計主要簿・収支命令書）が整備されていない、整備されていても記載事項を満たしていない事例が確認されました。
- (5) 賦課金の徴収時期が総（代）会の議決と異なる時期で徴収している事例が確認されました。
- (6) 過年度に支払うべき債務を新年度に支払いしている事例が確認されました。

総（代）会において議決された予算（特に歳出予算）は、予算計上の金額を限度として理事会を拘束する性格をもっています。組合員に対して責任ある会計経理が行われるよう、土地改良区等ごとに定めた会計細則に基づき、適切かつ正確に事務処理を行い、不正経理が発生しないよう、組織的に会計経理を行う体制も必要です。

3 指摘事項の対応について

(1) 改善策の提出

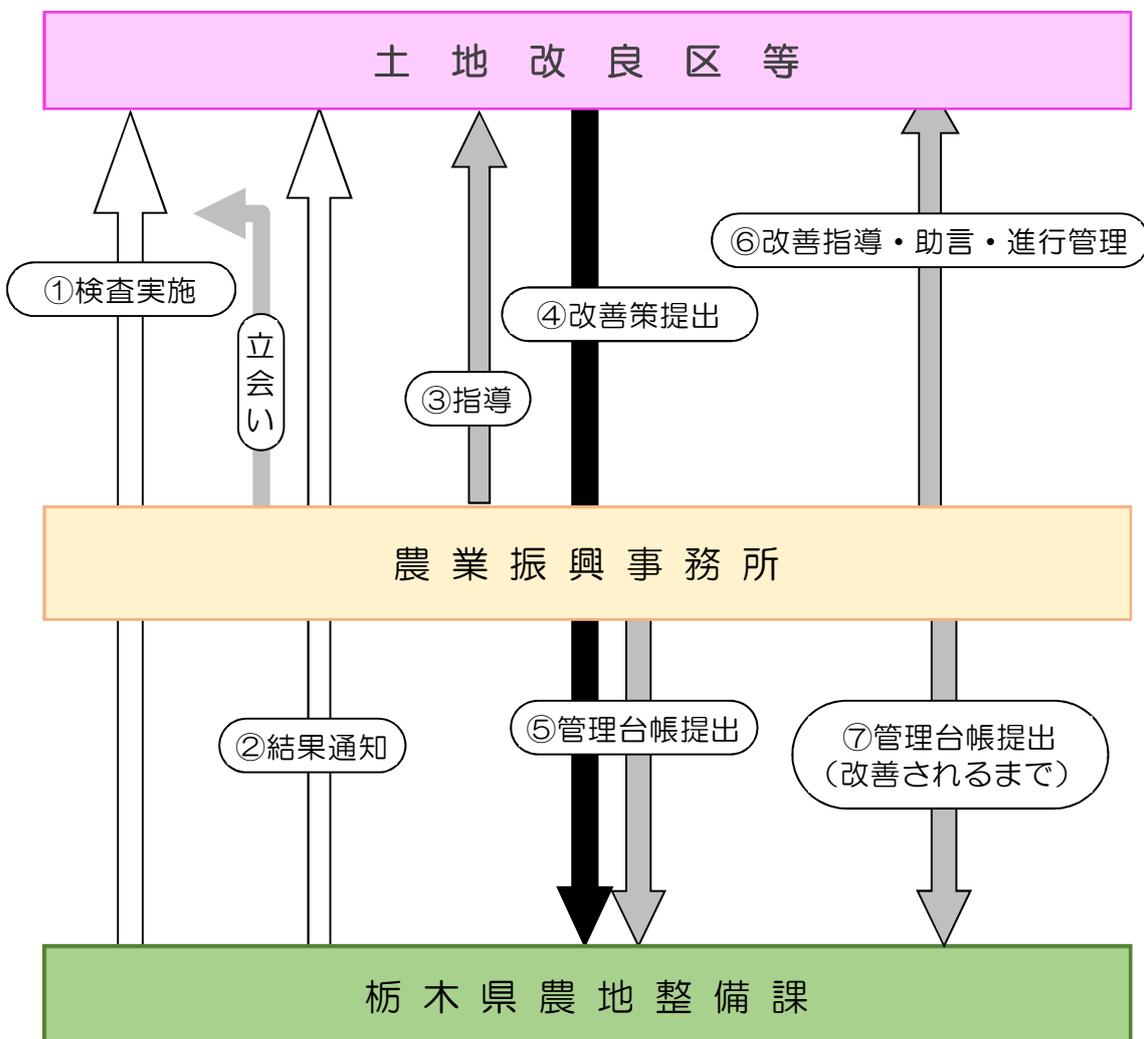
検査結果の内容において指摘事項があった場合、土地改良区等に対し改善策の提出を求めています。

なお、指摘事項に係る土地改良区等への指導・助言は、関係農業振興事務所が行っています。

(2) 管理台帳の整備

農業振興事務所は、土地改良区等から提出された改善策に基づき、管理台帳を作成し、指導事項に係る改善が図られるまで指導・助言及び進行管理を行います。

(3) 検査及び指導のフロー



4 参考資料

- 土地原簿の記載例とチェックポイント（土地改良法施行規則第 24 条第 1 項に定める記載事項）

土地原簿（例）

組合員名簿の番号			住所		氏名			
1			A市B町1-1-10		栃木 太郎			
権利の目的たる土地の所在			地目	用途	地積		権利の種類	備考
市町村・大字	字	地番				m ²		
A市B町	C田	123	田	田	100	m ²	所有権	H30.3.31 栃木花子 より買収
//	C田	45	雑種地	(空欄)	50	m ²	所有権	
A市D町	E山	(空欄)	田	田	200	m ²	(空欄)	



- ① 大字「D町」や小字「E山」は定款、維持管理計画書に記載されている地区か？（維持管理計画書の地域、土地原簿の土地、定款の地区がそれぞれ整合しているか。）
- ② 地番や字が空欄となっている土地（所在が確認できない土地）はないか？
- ③ 地目が「雑種地」で用途欄が空欄になっているような土地（農地以外の土地と思われる土地）はないか？また、当該地に土地改良事業の受益はあるか？
- ④ 権利の移転等による住所・氏名等の変更は資格得喪通知に基づき適正に変更されているか？
- ⑤ 権利の種類欄に記載はあるか？（記載なしの事例多数。）

【土地改良法施行規則より抜粋】

第 24 条（土地原簿の記載事項）

法第 29 条第 1 項の土地原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合員の氏名又は名称、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在、地目、用途及び地積〔中略〕並びにその権利の種類

第 25 条（組合員名簿等の修正）

組合員名簿又は土地原簿に記載した事項に変更を生じたときは、理事は、遅滞なくこれを修正しなければならない。